

こんな場合にはお手続きが必要です。

所得の状況などにより、変更申請等のお手続きが必要になることがあります。

特に自己負担上限額が変わる（減額となる）場合には、本来支払う必要のない医療費を負担することになってしまうことがありますので、以下のような事由に該当する可能性がある方は、まずはお電話で保健所へご相談ください。

〈郵送による申請も受け付けています〉

新型コロナウイルス感染症の予防のため、郵送申請も可能です。

申請内容により必要書類が異なる場合がありますので、送付前に必ず保健所へご連絡ください。

事由		該当の制度
1	加入している公的医療保険が変わった (被保険者氏名、記号・番号、保険者名のいずれかが変わった場合)	○指定難病 ○小児慢性特定疾病 ○肝炎
2	新たに「高額かつ長期」の認定を受けたい	○指定難病 ○小児慢性特定疾病
3	平成30年と令和元年（平成31年）の世帯の所得額を比較して変動（減少）があった 〈例えばこんな方〉 ・平成30年に退職して令和元年の収入が大幅に減った。 ・平成30年に土地を売却して大きな収入があったが、令和元年は年金収入のみであった。	○指定難病 ○小児慢性特定疾病 ○肝炎
4	利用する医療機関や薬局が変わった（新たに追加したい）	○指定難病 ○小児慢性特定疾病 ○肝炎

※ 上記は、変更申請が必要な場合の一例です。この他にも受給者証の記載事項（住所等）に変更があった場合は、変更申請等のお手続きが必要となる場合があります。詳しくは管轄の保健所へお問い合わせください。